

医療法人徳洲会

札幌ひがし徳洲会訪問看護ステーション運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人徳洲会が開設する札幌ひがし徳洲会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の目的にたった適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持、回復を図る。
2. 利用者の要介護状態に軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
5. 指定訪問看護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対しての適切な指導を行うこととともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。
6. 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 医療法人徳洲会 札幌ひがし徳洲会訪問看護ステーション
2. 所在地 札幌市東区北33条東13丁目3番43号 第2エクセルナガタ203号室

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者：1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 看護職員：3名以上

看護職員は、主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下ケアプランという。）及び介護予防サービス計画（以下、「介護予防ケアプラン」という。）に沿って、訪問看護計画書および、介護予防訪問看護計画書を提供し、実施事項などを訪問看護報告書及び、介護予防訪問看護報告書として作成する。

3. 理学療法士：1名以上 作業療法士：1名以上

理学療法士・作業療法士は、主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下ケアプランという。）及び介護予防サービス計画（以下、「介護予防ケアプラン」という。）に沿って、訪問リハビリ計画書および、介護予防訪問リハビリ計画書を提供し、実施事項などを訪問リハビリ報告書及び、介護予防訪問リハビリ報告書として作成する。

第5条（営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 平日午前8時30分から午後5時00分までとする。土曜日は8時30分から12時30分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（事業の内容）

本事業所で行う訪問看護及び介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう受当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

1. 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を計画・記載し、利用者に提供する。
2. 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書に基づく指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供。
3. 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護計画書の作成。
4. 主治医医療機関、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等事業関係者への連絡・情報提供。

第7条（利用料等）

1. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであると

きは、その利用者負担割合（1割～3割）に応じた金額の支払いを受けるものとする。

2. 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

標準実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり50円

- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対し、利用料とそのほかの利用料（個別の費用ごとに区分）について、記載した領収書を発行する。
- 4 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容の提示をおこない同意を受けることとする。

第8条（通常の実施地域）

通常の実施地域は、札幌市東区・北区とする。ただし、これ以外の地域からの訪問の依頼に対してもその特性や事情を考慮し柔軟に依頼に対応する。

第9条（緊急時等における対応方法）

1. 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者ないし地域包括支援センター、自治体等へ連絡するとともに、必要な処置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事案が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（相談・苦情に対する方針）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

第11条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のために次の処置を講じるものとする。

1. 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（頻度や内容は法令規則に準ずる）
2. 通報の義務：事業者はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる使用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村

に通報するものとする。

3. 虐待防止の予防・取り組み

日頃から利用者が暴力やハラスメントにより肉体的・精神的・金銭的な被害を受けていないか注意深く観察するとともに、その周囲の環境も含めて状況の把握につとめ情報を共有する。虐待を認められた場合は、速やかに通報および各事業所との情報共有をおこない、解決策を講じる。

4. 委員会の設置及び責任者 委員会を設置し委員会の実施を行う。責任者は管理者とする。

第12条（事業継続計画：BCP）

1. 災害や感染症により事業継続が困難となる場合に備え、事業継続計画を策定し、委員会を設置し継続的に訓練や災害対策の見直しをおこなう。（年1回以上）
2. 災害対策訓練 災害対策の周知および災害発生想定訓練（シュミレーション訓練）を年1回以上実施する。
3. 必要に応じて、他の事業所と連携をとり、協働的に災害対策への備えをおこなう。

第13条（個人情報の保護）

利用者の個人情報については、個人情報の適切な取扱いのために「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事務所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。事業者が得た利用者の個人情報については事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則、利用しないものとし、これらのことについて契約時に説明をおこない同意を得る。

第14条（衛生管理等）

看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第15条（その他運営についての留意事項）

従業者の資質向上のために次のとおりに研修の機会を設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備する。

1. 採用研修：採用後1ヶ月以内に入職者研修をおこなう
2. 継続研修：計画的に職員研修を実施する（年1回以上）
3. 守秘義務：従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。また、事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に記載する。
4. 家族へのサービス実施の禁止：本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

5. 記録の保管：事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結した日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と事業所管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

改 変

令和4年1月1日 事務所住所移転、職員の職種、員数について変更

令和6年4月1日 第10条 相談・苦情に対する方針について追加

第11条 虐待防止に関する事項について追加

第12条 事業継続計画に関する事項を追加

第11条を第13条へ変更

第12条を第14条へ変更

第13条を第15条へ変更